

## 1. いじめ防止等のための目標

### (1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法より)

#### 第2条(定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 第4条(いじめの禁止)

児童等は、いじめを行ってはならない。

#### 第8条(学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### (2) いじめ問題に関する基本理念

- ① 「いじめは絶対に許されない卑劣な行為であること」「誰にでも、どの学校でも起こりうること」という共通認識のもと、すべての生徒が安心・安全な学校生活を送ることができる学校づくりに取り組む。(未然防止)
- ② いじめ問題には、いじめに遭った生徒の保護を最優先に、教職員が一つのチームとなって組織的に解決に取り組む。(早期発見・早期解決)
- ③ 家庭、地域、専門機関と連携し、いじめ問題の未然防止・早期発見・早期解決を目指す。(連携)
- ④ ※いじめ問題の解消に向け、日常的・継続的に取り組む。(いじめの解消)

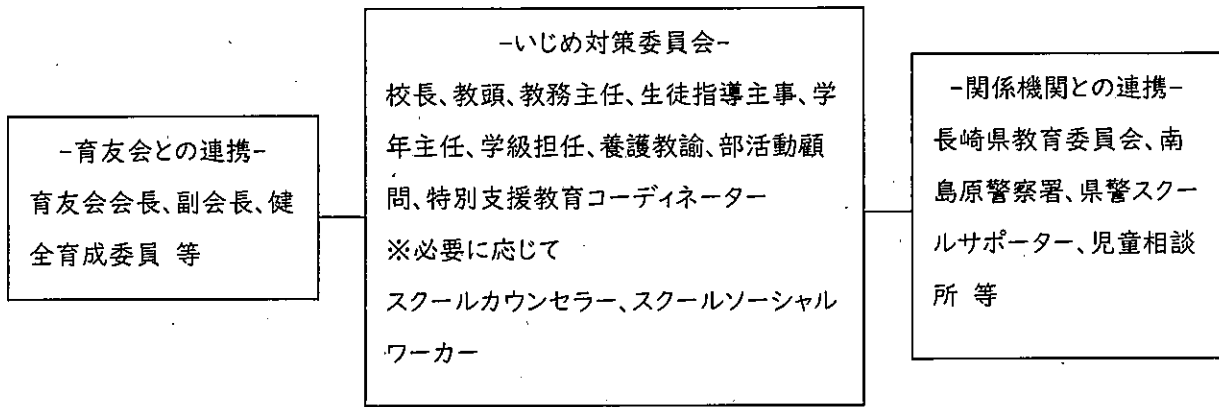
※いじめの解消の二条件(「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

### (3) いじめ対策委員会の組織

いじめ問題には「いじめ対策委員会」を設置し、未然防止、早期発見・早期解決等に当たる。また、「学校いじめ防止基本方針」の検証及び見直しを行うものとする。なお、いじめの実態(「疑い」も含む)を把握したら、早急に「いじめ対策委員会(出席者を限る小委員会を含む)」を開催することで、関係職員の共有を図り組織的に対応する。

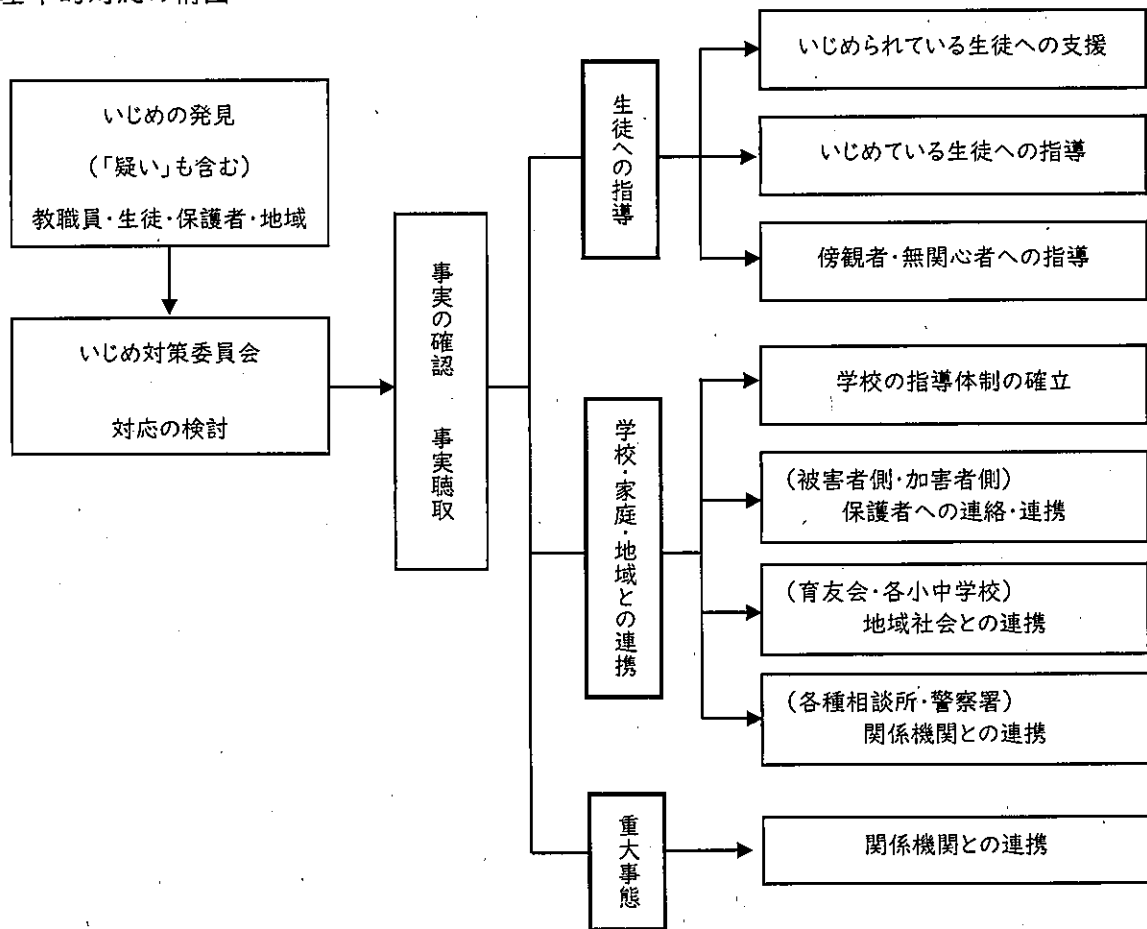
① いじめ対策への組織図



※いじめ対策委員会は、重大事態発生時には、調査委員会の主体となる。

※報道への対応は教頭が行う。

② 基本的対応の構図



(4) 学校いじめ防止基本方針の内容

① いじめの防止

i 教職員の取り組み

- ・「いじめは絶対に許さない」「誰にでも、どの学校にでも起こりうる」という共通認識のもと、「いじめ対策ハンドブック」等を活用したり、校内研修を実施するなど、教職員の指導力を向上する。
- ・全教職員でいじめ問題に対応するということを意識し、チームとして組織的に対応する体制を整備する。

- ・学校いじめ防止基本方針の策定・見直しを行い、生徒・保護者に周知する。
- ・すべての生徒がいじめをしない態度や力を身に着ける働きかけを各教科での活動や特別活動など教育活動全体を通して行う。
- ・定期的なアンケートの実施などを通して誰にでも相談しやすい教育相談体制を充実する。
- ・いじめを防止する「仲裁者」が現れるよう指導する。
- ・情報モラル教育などを行い、いじめの未然防止に取り組む。
- ・いじめが犯罪行為に相当しうると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことを保護者に周知する。
- ・「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省作成)を活用し、平時からの備えの実施状況の点検を行う。

## ii 生徒の取り組み

- ・「いじめは絶対に許されない卑劣な行為」であることを理解し、お互いを尊重し合う人間関係を作り上げる態度・姿勢を養う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」について知り、いじめに対応する。
- ・情報モラル教育で SNS などインターネット上のさまざまな問題やその対応について学び、他人を傷つける不適切な投稿などをしない。

## iii 保護者の取り組み

- ・命の大切さや他者を思いやる心、道徳心などを育み、悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。
- ・「学校いじめ防止基本方針」について知り、学校と連携しいじめに対応する。
- ・学校との相談・連携を密にし、相談協力体制を構築する。

## ② いじめの早期発見

### i 教職員の取り組み

- ・定期的なアンケートや面談週間等を通して、相談しやすい環境づくりに努める。
- ・校内巡視等により、生徒間の人間関係や生徒の様子の把握に努める。
- ・教職員間で情報交換を密に行い、組織的に対応する体制を構築する。
- ・いじめを受けた(受けたとされる場合も含む)生徒を発見した場合、迅速に「いじめ対策委員会」に報告し、組織的な対応に努め、早期解決に向けた連携・協働体制を構築する。
- ・学校内外の相談窓口を周知する。

### ii 生徒の取り組み

- ・一人で抱え込まず、教職員や保護者など身近な大人に相談する。
- ・相談できる専門機関や窓口があることを知り、必要に応じて活用する。

### iii 保護者の取り組み

- ・子どもに些細な変化があったら、本人とよく話す。
- ・いじめと判断される場合には、早期に担任に相談するなど対応に努める。必要に応じて、外部の専門機関とも連携を図る。

### ③ いじめに対する措置

#### i 教職員の取り組み

- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合、いじめられた生徒の安全を確保しつつ、迅速かつ正確な事実関係の把握に努め、保護者等と協力して対応する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心として対応し、迅速にその指導・支援体制に取り組む。
- ・保護者との連絡を密にし、いじめられた生徒および保護者に寄り添う支援を行う。また、必要に応じて、カウンセラーなど外部の専門機関の協力を得る。
- ・いじめた生徒へは事実関係の確認を適切に行い、保護者との連絡を密に行うなど協力して解決に取り組む。また、専門機関との連携など毅然とした対応を行う。
- ・「いじめの解消」については、状況を踏まえ、組織的に判断し、本人や保護者への面談などを通じ卒業するまで日常的に注意深く見守る。
- ・再発防止に向け、いじめた生徒が抱える不安や不満などを受け止め、継続的に面談および相談・援助を行い、保護者への連絡を密にするなど協力する。
- ・SNSなどのネット上の不適切な書き込み等については、迅速に削除する措置をとり、必要に応じて、警察等の連携を図る。
- ・犯罪行為として取り扱ういじめについては、長崎県教育委員会および所轄警察署などと連携して対処する。
- ・「観衆」や「傍観者」となった生徒へは、いじめを抑止する「仲裁者」となれるよう指導する。
- ・対応への判断に迷う場合、生徒・保護者が調査結果に納得しない場合は、長崎県教育委員会に相談する。

#### ii 生徒の取り組み

- ・いじめられた生徒の人権や安全を最優先とし、解決に向けて協力する。
- ・いじめた生徒は、いじめ問題を反省し、二度といじめ問題を起こさないようにする。
- ・SNSなどネット上への書き込みなどは一切しない。
- ・観衆や傍観者となった生徒は、「いじめ問題」を理解し、いじめを抑止する「仲裁者」となれるよう努める。

#### iii 保護者の取り組み

- ・いじめ問題を認知した場合、学校や関係機関と協力し、解決に向けて取り組む。
- ・子どもに対して、継続的なケアを行い、解決および再発防止に向け、学校や関係機関と連携をし取り組む。

### ④ 重大事態への対応

#### i 重大事態の定義(いじめ防止対策推進法より)

##### 第28条(重大事態)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## ii 重大事態への対応

- ・いじめの実態（「疑い」も含む）を把握したら、迅速に「いじめ対策委員会（出席者を限る小委員会を含む）」を開催する。
  - ・いじめを受けた生徒（「疑い」も含む）の保護を最優先としながら、調査を実施する。
  - ・いじめが要因の不登校重大事態で生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日にかかわらず、迅速に調査を行う。
  - ・重大事態の発生を認知した場合（「疑い」も含む）は、迅速に長崎県教育委員会を通じて長崎県知事に報告する。
  - ・教育委員会指導の下、解決に向けて関係機関と連携し、迅速に適切に取り組む。
  - ・スクールカウンセラーなどの心理や福祉の専門家と連携し、生徒の心のケアを行う。
  - ・いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。
  - ・重大事態調査を本人・保護者が望まない場合は、調査方法を工夫する等して対応する。
  - ・重大事態においては、第三者委員会と連携し調査を行う。第三者委員会と連携し調査を行うのは、①いじめにより生徒が死亡した、自殺又は自殺が疑われる場合、②当事者間で意見が食い違い事実関係を明らかにすることが難しい場合、③保護者に学校の対応について不信感を生じさせた場合などである。
- ※第三者とは、弁護士や医師、警察など法律、医療、教育、福祉などの専門的知識・経験を有する者である。
- ・学校だけでは対応できない場合は、警察と連携し対応する。
  - ・生徒および保護者からの申し立てがあった場合、重大事態が発生したものとして、報告・調査に当たる。いじめの事実等を確認できていない場合は、早期の支援のため、事実関係の確認を行う。
  - ・生徒・保護者への説明においては、教頭・生徒指導主事が2段階に分けて行う。

### 【説明する項目（1段階目）】

～いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項～

- ①重大事態の別・根拠、②調査の目的、③調査組織の構成に関する意向の確認、④調査事項の確認、⑤調査方法や調査対象者についての確認、⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

### 【説明する項目（2段階目）】

～調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項～

- ①調査の根拠、目的、②調査組織の構成、③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）、④調査事項・調査対象、⑤調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法・手順）、⑥調査結果の提供、⑦調査終了後の対応

- ・聞き取りにおいては、複数人で行い、長時間に及ばないようにする。どうしても長時間にわたる場合には、途中で打ち切り複数回に分けて行う。生徒にアンケートをとる際は記名式とする。録音機器の使用について同意を得るとともに、調査以外では聞き取り内容を活用しないことなどを説明する。
- ・調査中は、経過報告、今後のスケジュールについても説明する。
- ・調査結果等については、関係する生徒・保護者に対して説明を行う。
- ・いじめを理由に不登校を余儀なくされている場合は、家庭や福祉、関係機関と連携し、学習面・健康面等について支援策などについて検討し、支援する。
- ・対象生徒・保護者が調査や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態として法に基づき重大事態調査を行う。

### iii 調査報告書の作成(例)〈共通事項〉

| 標準的な項目 |  | 記載内容の例  |   |
|--------|--|---------|---|
| 1      | 重大事態調査の位置づけ  |         |   |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事態の別(1号・2号・1号かつ2号)</li> <li>・重大事態の認定日、地方公共団体の長等への報告日等</li> </ul> |         |   |
| 2      | 調査の目的、調査組織の構成  |         |   |
|        | (1)  | 調査の目的   | ・調査の趣旨・目的を記載する。   |
|        | (2)  | 調査機関    | ・調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。  |
|        | (3)  | 調査組織の構成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。</li> <li>・外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合は、そのことがわかるように記載する。</li> </ul>            |
| 3      | 当該事案の概要  |         |   |
|        | (1)  | 基礎情報    | ・学校名、対象生徒の学年、性別、(氏名)、対象生徒の状況等についてまとめる。不登校重大事態の場合は、欠席日数も記載する。  |
|        | (2)  | 当該事案の概要 | ・調査対象となる重大事態についての概要をまとめる。   |
| 4      | 調査の内容  |         |   |
|        | (1)  | 調査方法    | ・どのような調査方法(アンケート、聞き取りなど)をとったかについてまとめる   |
|        | (2)  | 調査内容    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳細をまとめる。</li> <li>・聞き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。</li> </ul>                   |
| 5      | 当該事案の事実経過  |         |   |
|        | (1)  | 対象生徒の訴え | <ul style="list-style-type: none"> <li>・聞き取りなどで把握した対象生徒の訴えをまとめる。</li> <li>・対象生徒からの聞き取り等で事案の詳細を確認できなかった場合は、その旨を記載し、事案の発端となったことについてまとめる。</li> </ul> |

|   |                    |                    |  |
|---|--------------------|--------------------|--|
|   | (2)                | 関係生徒からの聴き取り内容      | ・関係生徒の聴き取り内容をまとめる。<br>・関係生徒から確認ができない場合には、その旨を記載する。                                       |
|   | (3)                | 当該事案の事実経過          | ・調査を通じて把握した事実の経過を時系列に沿ってまとめる。<br>・事実経過をまとめるに当たっての留意事項は、「(2) 事実関係の確認・整理」を参照する。            |
| 6 | 当該事案の事実経過から認定しうる事実 |                    | ・事実経過を踏まえて、当該事案に係るいじめの事実関係や対象生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめる。                          |
| 7 | 学校及び学校の設置者の対応      |                    |  |
|   | (1)                | 学校の対応について          | ・「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について法や学校いじめ防止基本方針その他関連法令・いじめ重大事態の調査に関するガイドラインに照らして対応の検証を行う。      |
|   | (2)                | 学校の設置者の対応について      | ・「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の設置者の対応について法律や学校いじめ防止基本方針その他関連法令・いじめ重大事態の調査に関するガイドラインに照らして対応の検証を行う。 |
|   | (3)                | 学校及び学校の設置者の対応に係る考察 | ・学校及び学校の設置者の一連の対応を踏まえて、問題点や改善すべき点を指摘する。  |
| 8 | 当該事案への対処及び再発防止策の提言 |                    |  |
|   | (1)                | 当該事案への対処について       | ・当該事案に係るいじめが解消していない場合には当該事案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。<br>・対象生徒の不登校が継続している場合に、当該生徒への支援方策等をまとめる。   |
|   | (2)                | 学校及び学校の設置者に対する提言   | ・当該事案の一連の調査を踏まえて、学校及び学校の設置者に対する再発防止策の提言を行う。  |
| 9 | 参考資料               |                    |  |

〈対象生徒が自殺している場合(自殺が疑われる場合も含む)〉

・対象生徒が自殺している場合には

① 自殺に至る過程や心理の検証(分析評価)、② 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策を調査報告書(共通事項)に加えて報告書に記載する。

#### ⑤ 年間指導計画

| 月  | 項目                                   | 月        | 項目   |
|----|--------------------------------------|----------|--|
| 4月 | 職員研修<br>生徒情報交換会<br>テストバッテリーM2検査(1学年) | 7月<br>9月 | 三者面談<br>いじめ悩みアンケート(2回目)<br>授業や学校生活での困りアンケート(2回目) |



|    |                       |                 |                       |
|----|-----------------------|-----------------|-----------------------|
| 5月 | 二者面談(全学年)             | 11月<br>1月<br>2月 | いじめ対策委員会              |
|    | いじめ悩みアンケート(1回目)       |                 | 情報モラル教育               |
|    | 授業や学校生活での困りアンケート(1回目) |                 | いじめ悩みアンケート(3回目)       |
|    | いじめ根絶集会               |                 | 授業や学校生活での困りアンケート(3回目) |
|    | いじめ対策委員会              |                 | いじめ対策委員会              |
|    | SCとの1年生全校面談(~6月)      |                 |                       |

※SC 来校：水曜日(月2回程度)

※教育相談委員会・生徒情報交換会・特別支援教育委員会・通級指導委員会：必要に応じて

※いじめ対策委員会：学期ごと及びいじめの疑いが生じたとき

#### ⑥ 相談機関

| 相談窓口                          | 電話・メール  | 対応時間  |
|-------------------------------|---|---|
| 島原翔南高等学校                      | 0957-82-2285<br>0957-82-2216  | 8:25~16:55(月~金)   |
| 「24時間子供SOSダイヤル」<br>(親子ホットライン) | 0120-0-78310<br>soudan@news.ed.jp   | 24時間対応<br>QRコード            |
| 「子どもの人権110番」                  | 0120-007-110  | 8:30~17:15(月~金)   |
| 「長崎いのちの電話」                    | 095-842-4343  | 9:00~22:00(毎日)  |
| 「チャイルドラインながさき」                | 0120-99-7777  | 16:00~21:00(毎日)   |
| 「スクールネット@伝えんば長崎」              | <a href="https://forms.office.com/r/Qln70sz6mN">https://forms.office.com/r/Qln70sz6mN</a> | 24時間対応  |
| 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」  | #8891<br>#8103(性犯罪被害相談電話(警察))<br>189(児童相談所)   | -   |
| 「こどもの人権SOSチャット」               | -   | QRコード<br>(平日8:30~17:15)  |

#### ⑦ その他

- ・卒業や転学・退学後に申し立てが行われた場合、保護者を通じて調査への協力を求める。
- ・調査等で集めた資料の保存期間は5年を目途とする。
- ・資料の保存期限が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合は、資料の保存期間を延長する。
- ・調査結果等の情報を公開する場合は、個人情報保護法その他関係法令に基づいて対応する。
- ・調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼしうる新事実が判明し長崎県知事等が再調査が必要と判断した場合には再調査を行う。